

業 の 廃 止 届

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長 様

住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業 について、下記のとおり廃止したので、当該特別区における根拠規定により、次のとおり届け出ます。

廃止する業務	収 集 運 搬 業 ・ 処 分 業
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

*業を廃止する区を で囲むこと。

備 考

- 1 許可証を併せて返納すること。
- 2 特別区におけるすべての許可区で業を廃止した場合は、許可しているすべての運搬車について、許可表示を抹消した写真を添付すること。